

埼玉県告示第七百二十号

告 示

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県児玉郡上里町神保原八百七十三 有限会社手計石油	免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	一〇 ト	09C041151	一	農業	平成二十六年五月一日 ） 平成二十七年三月三十一日
	二〇 ト	09E040972 ） 09E040973	二	農業	平成二十六年五月一日 ） 平成二十七年三月三十一日
	一〇〇 ト	09G060476	一	農業	平成二十六年五月一日 ） 平成二十七年三月三十一日
熊谷県税事務所	免税証を交付した事務所	亡失年月日	平成二十七年六月八日		